

論点整理の総括と再発防止策の検討

1 事案の概要

(1) パワー・ハラスメント事案 資料 2 のとおり。

(2) 点検・整備に係る不適切事案

○令和元年9月、パワー・ハラスメント調査の過程で若鮎Ⅲの点検・整備に係る疑義が寄せられたことから、若鮎Ⅲの運航を休止したうえで、監督官庁（国土交通省航空局及び総務省消防庁）に報告するとともに、過去の整備記録や危険物の保管状況の確認、関係者からの聞き取りにより事実関係を調査した。

①ホイストの点検期間超過

<事案の概要>

○若鮎Ⅲに装着されているホイスト（救助時に人を吊り上げる装置）について、メーカーのメンテナンス・マニュアル上、定められた頻度（1か月ごと／3時間の使用ごと／100サイクルの使用ごとのいずれか早い時期）により点検を行うこととされている。

○平成26年4月から令和元年5月までの間に1か月を超過した事案が21回（超過日数2日～94日）、3時間を超過した事案が6回（超過時間10分～20分）確認された。なお、100サイクルの使用回数超過は認められなかった。

年度	26	27	28	29	30	31	計
1か月超過	1回	5回	5回	4回	4回	2回	21回
3時間超過	1回	2回	1回	—	2回	—	6回

○メンテナンス・マニュアルに沿った点検がなされていないことが直ちに航空法違反となるものではないが、人命を預けるホイストの安全性に関わる事案であることを勘案し、令和2年2月14日、整備士Aを戒告相当、管理監督者11名を嚴重注意（文書又は口頭）（退職者については嚴重注意相当）とした。

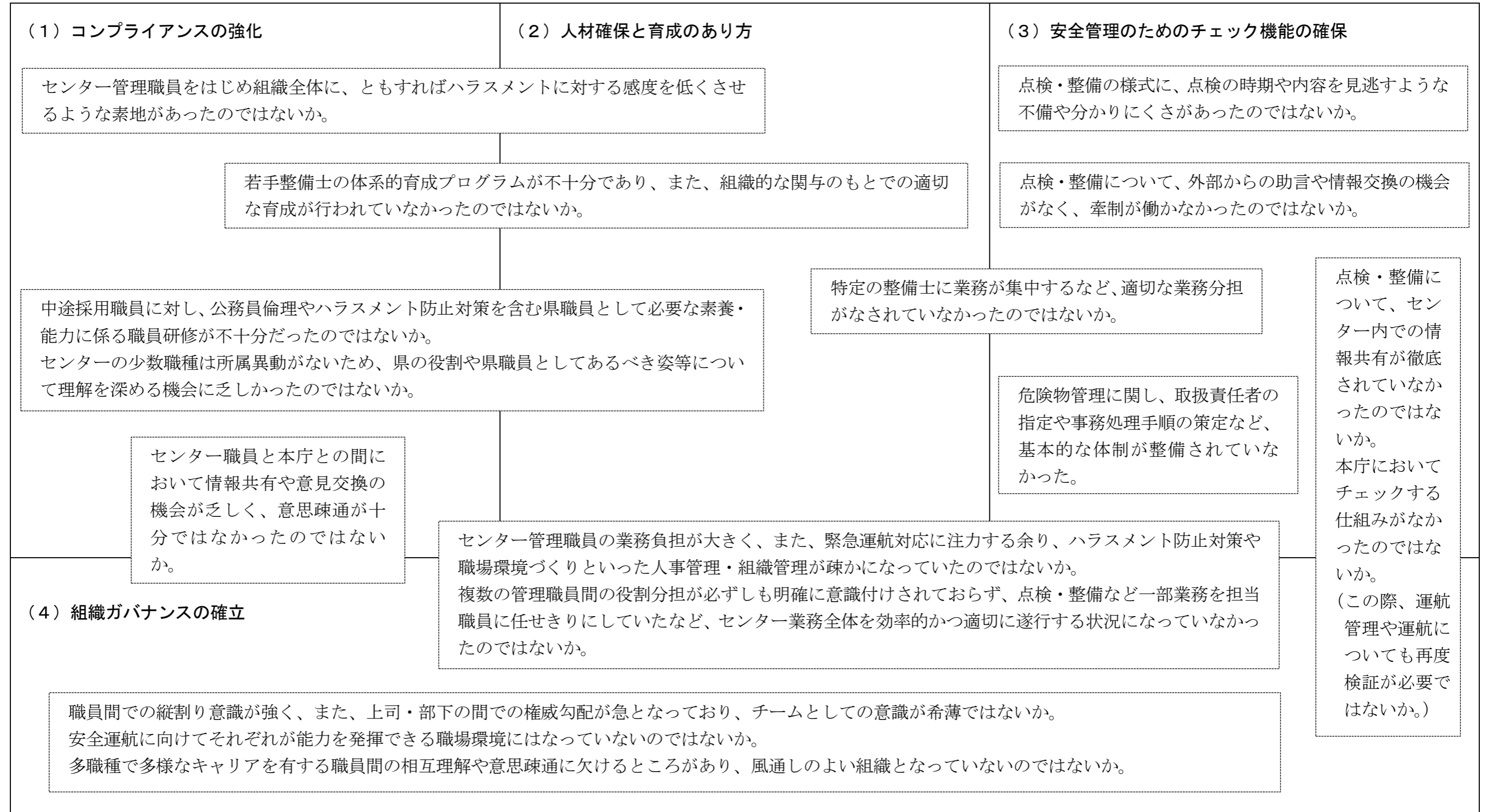
②危険物管理の法令違反

<事案の概要>

- 防災ヘリコプター（若鮎Ⅲ）格納庫（以下「ヘリ格納庫」という。）に油脂類（消防法に定める危険物、ガソリンや航空機用塗料、航空燃料、灯油、オイル等）が法令に反し保管されていた（令和元年10月9日に所轄消防署の立ち入り検査を受けるとともに、同年11月28日までに全量を撤去した。）。
- 整備士等関係者からの聞き取り調査や油脂類の購入記録から、従前は若鮎Ⅲ格納庫の隣接敷地内にある県警の油脂庫を間借りして保管していたものの、平成26年頃からヘリ格納庫への危険物保管が常態化していたと考えられる。
- この期間、機体の点検・整備を担っていた整備士Aは、危険物管理に問題意識を持ち、是正の必要性を感じながらも、問題が表面化しないようブルーシートで覆うなど隠蔽していた。
- また、若鮎Ⅰへの燃料給油を行うため、タンクローリー車（8KL）を購入し、平成27年4月より運用を開始した。具体的には、月に2回程度名古屋空港で燃料を調達し、必要の都度若鮎Ⅰへ給油を行い、夜間は当該タンクローリー車を第2事務所のある川崎重工業敷地内に常置する運用を行っていた。同年5月に、所轄消防署より消防法第16条の2に基づき「夜間はタンクローリーを空にするか、空にできなければ常時監視者を付けること」との指導を受け、以降令和元年8月に至るまで3回にわたり同様の指導を受けた（令和2年度、大規模災害時における他県防災ヘリの受入に備え、県消防学校敷地内に燃料備蓄タンクを設置する計画とし、これを利用することにより夜間はタンクローリーを空にする運用を図る。なお、燃料備蓄タンクが設置されるまでの当面の対応として、県消防学校敷地にタンクローリーを移動させ、夜間における常時監視を行うことにより法令違反解消を図る（本年度内実施予定）。）。
- 以上により、令和2年2月14日、歴代の防災課長を訓告（退職者については訓告相当）、その管理監督者を嚴重注意（口頭）（退職者については嚴重注意（口頭）相当）とした。

2 論点整理の総括

今回の事案を踏まえると、以下のとおり、(1) コンプライアンスの強化、(2) 人材確保と育成のあり方、(3) 安全管理のためのチェック機能の確保、さらにこれらに通底する論点として(4) 組織ガバナンスの確立の4点を整理した上で、再発防止策の検討を行う必要がある。



3 再発防止策（案）の検討

（1）コンプライアンスの強化

- ①公務員倫理やハラスメント防止など、中途採用職員向けの研修機会を充実させるべきではないか。そのためには、県の他の職場・職種との交流も検討すべきではないか。
- ②センターで人事管理・組織管理を主務とする専任の管理職員が必要ではないか。

（2）人材確保と育成のあり方

- ①若手整備士の職務能力についての客観的なアセスメントに基づく体系的育成プログラムを策定するとともに、組織をあげてその運用を行っていく体制を整えるべきではないか。
- ②業務内容や職員の能力・経験年数を踏まえた適切な定数配分と役割分担が必要ではないか。
- ③センターで人事管理・組織管理を主務とする専任の管理職員が必要ではないか【再掲】。

（3）安全管理のためのチェック機能の確保

- ①センター内で相互チェックを働かせるためには、民間での事例を参考にし、各種点検表の検証を行い、チェックリストの見える化を行う必要があるのではないかと。
その上で、外部監査の導入や外部アドバイザーの起用についても検討すべきではないか。
- ②センターでの情報共有手順のルール化や本庁への報告を行う仕組みづくりが必要ではないか。
- ③危険物管理に関し、取扱責任者の指定、受払簿による管理、決裁・報告手順のルール化など、一連の事務処理体制を整備することが必要ではないか。
- ④業務内容や職員の能力・経験年数を踏まえた適切な定数配分と役割分担が必要ではないか【再掲】。

（4）組織ガバナンスの確立

- ①センターの各職員が垣根を超えてチームとして防災へりの安全かつ効率的な運航のために能力を最大限発揮できる組織づくりのための手法を導入すべきではないか（CRMの先行導入（※））。

(※)「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」(令和元年9月24日消防庁告示第4号)第4条第2項では、令和4年4月1日までに消防防災ヘリコプターの安全かつ効率的な運航のために全ての利用可能な人員、資機材及び情報を効果的に活用する措置(CRM)に係る実施要領を定めることを規定している。

- ②上記の再発防止策を推進するためには、本庁及びセンター管理職員間の業務分担の再編成が必要となるのではないかと。
- ③センターでの情報共有手順のルール化や本庁への報告を行う仕組みづくりが必要ではないかと【再掲】。